

請求人

呉市広白岳 2 丁目 8 番11号

伊藤 英敏 様

呉市音戸町波多見 5 丁目22番11号

是恒 高志 様

呉市音戸町波多見 5 丁目22番11号

是恒 眞澄 様

呉市東川原石町 1 番13号

佐伯 真弓 様

呉市焼山泉ヶ丘 2 丁目14番11号

手寫 節子 様

呉市焼山東 3 丁目10番 5 号

藤川 増産 様

呉市監査委員	儀 本	勝
同	迫	正 博
同	中 田	光 政

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成29年11月29日付けで收受した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の法定要件を審査した結果、これを具備しているものと認め、同年12月6日付けで受理したので、同条第4項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨等

1 請求の要旨

提出された「呉市職員措置請求書（以下「請求書」という。）」及び請求人の陳述内容から、請求の要旨を次のように解した。

(1) 呉市女性連合会（以下「連合会」という。）は、創立70周年記念行事（以下「記念行事」という。）において、平成29年7月22日に櫻井よしこ講演会（以下「本件講演会」という。）を開催した。

(2) 櫻井よしこ氏の講演内容は、改憲をあおるものであった。

(3) 櫻井よしこ氏は改憲論者として県内各地で毎年のように講演を行っており、講演内容は事前に予測できたにもかかわらず、予防措置を執ることなく補助金を支出した。

(4) 補助金の支出が違法・不当である根拠は、次のとおりである。

ア 憲法は、「個人の尊重」(第13条)を定めている。その「個人の尊重」を保障するものの一つとして「思想及び良心の自由」(第19条)がある。そのためには国家及び公権力・公的機関は価値的に中立でなければならず、特定の立場からの政治的主張を行うことに場を提供したり、公金を支出することは固く禁じられていると解すべきである。

イ 憲法は、第89条において「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定めている。「個人の尊重」のため「宗教上の」と限定しているようであるが、「特定の思想、信条」のために公の財産を支出することも禁じられていると解すべきである。

ウ 櫻井よしこ氏は改憲論者として有名である。講演内容も事前に予測できたにもかかわらず、公の場で公金を使って講演を行ったことは、公務員に課せられている憲法第99条の「憲法尊重擁護の義務」に違反する。

エ 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「社教法」という。)第23条第1項第2号は、公民館事業において「特定の政党の利害に関する事業」を禁止している。この規定は政治的中立性を確保するために置かれている。櫻井よしこ氏は日本会議の中心メンバーであり、講演では安倍政権を持ち上げ、自民党の利益に関わる活動を行ってきた人物である。

オ 呉市女性連合会規約(以下「規約」という。)第2条に「目的」として、「人権尊重の精神を基底とした平和で豊かな社会の実現をめざし、女性の地位向上を図るとともに、青少年の健全育成、高齢者の社会参加、地域社会の福祉増進等に努め、だれもが住みやすく住んでみたいと思うまちづくりに寄与する」とある。また、補助金申請理由書に、「補助金を必要とする理由」として、「呉市の地域社会の福祉の増進、女性の社会的地位向上に寄与するため」とあり、「見込まれる効果または、成果内容」として、「地域社会の福祉の向上や地域コミュニティーの育成により女性の社会的地位向上」、「美しい呉、住みよい呉のまちづくりに寄与できる」とある。しかし、講演の内容は政治的なものであり、これらの「目的」に沿わない内容であった。

(5) 以上のように記念行事において本件講演会を行い、そのために支出された補助金は違法・不当である。

(6) よって、呉市長(以下「市長」という。)に対して記念行事に支出した補助金500,000円を返還するよう求める。

2 事実証明書

- (1) 補助金等交付申請書の写し（甲1号証）
- (2) 補助金申請理由書の写し（甲2号証）
- (3) 平成29年度 呉市女性連合会 基金・特別会計等予算（案）の写し（甲3号証）
- (4) 呉市女性連合会結成70周年記念事業 事業計画書 収支予算（案）の写し（甲4号証）
- (5) 呉市女性連合会規約（甲5号証）
- (6) 補助金に係る執行伺兼支出負担行為書（一般）の写し（甲6号証）
- (7) 平成29年7月22日「櫻井よしこ講演」録 演題「今、私たちが出来ることはなにか」（請求人作成）（甲7号証）

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書等の内容を総合的に判断して、次に掲げる事項が自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為に該当するかどうかを監査対象とした。

本件講演会を含む呉市女性連合会創立70周年記念事業（以下「記念事業」という。）への補助金の支出が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するののか。

2 監査対象部課

文化スポーツ部 文化振興課

3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成29年12月20日に自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人から次の書類が提出された。

週刊金曜日2017. 12. 15発売（1165号）

第3 監査の結果

本件監査請求については、監査の結果、合議により次のように決定した。

1 事実の確認

監査は、平成29年12月20日に請求人及び同月25日に関係職員（文化スポーツ部長ほか）からそれぞれ陳述の聴取等を行ったほか、関係書類の調査、関係職員から適宜の事情聴取などの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 連合会について

昭和23年6月に呉市婦人連絡協議会として発足し、27地区の女性会から構成される会員数は、平成28年度で約30,000人である。

連合会の目的は、規約第2条により呉市内の女性団体が団結することにより、人

権尊重の精神を基底とした平和で豊かな社会の実現をめざし、女性の地位向上を図るとともに、青少年の健全育成、高齢者の社会参加、地域社会の福祉増進等に努め、だれもが住みやすく住んでみたいと思うまちづくりに寄与することと定められている。

また、連合会の事業は、学習会、研究会、大会等の開催、関係行政機関及び目的を同じくする他団体との連携、広報誌の発行及び情報提供、その他目的達成に必要な事業に関することと定められている。

(2) 記念事業について

ア 趣旨について

記念式典、本件講演会の開催及び記念誌の発行を通して、創立70年を機にこれまでの歴史を振り返り、これからの時代、何ができるかを自ら考え、地域社会の福祉の向上、地域コミュニティの育成により女性の社会的地位向上を図るとともに、美しい呉、住みよい呉のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

イ 概要について

平成29年7月22日に呉市文化ホール（以下「文化ホール」という。）にて、連合会主催で記念式典及び本件講演会を開催し、また、会場にて記念誌を来館者に配布する計画であった。

なお、平成29年4月24日付けで提出された補助金等交付申請書に添付された事業計画書収支予算（案）は、次のとおりである。

【収入】

（単位：円）

科目	金額	内 訳
補助金	500,000	呉市補助金
繰入金	2,000,000	連合会 一般会計 200,000円 基金会計 1,800,000円
合計	2,500,000	

【支出】

（単位：円）

科目	金額	内 訳	
講演会	1,240,000	講演会講師謝金 （櫻井よしこ氏）	1,080,000円
		講師旅費	150,000円
		航空運賃 東京～広島往復	100,000円
		ハイヤー借上料 広島空港～呉市文化ホール 往復	50,000円
		講師昼食等	10,000円
開催経費	260,000	横断幕・演題懸垂幕等	50,000円
		花代	10,000円

		広報関係経費	200,000円
		ポスター 160円× 250部	40,000円
		チラシ 10円×12,000部	120,000円
		チケット 20円× 2,000部	40,000円
記念誌発行	1,000,000	記念誌 250円× 4,000部	
合 計	2,500,000		

(3) 記念事業に対する補助金の概要について

ア 補助金に係る根拠について

自治法第232条の2には、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨規定されている。

また、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）においては、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項及び交付の取消しに関する事項等基本的な手続を定めている。規則のうち、補助金等の交付、交付の申請及び交付の決定等に関する条項は次のとおりである。

(補助金等の交付)

第3条 市長は、公益上必要と認めるときは、補助事業者等に対し、予算の範囲内において、補助事業等の施行に必要な経費の全部又は一部に充てるため補助金等を交付することができる。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとするものは、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(交付の特例)

第17条 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、補助金等（概算払・前金払）交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

イ 補助金の交付について

補助金は、規則第4条の規定により、連合会から補助金申請理由書、平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）、平成29年度呉市女性連合会基金・特

別会計等予算(案), 呉市女性連合会結成70周年記念事業事業計画書収支予算(案), 平成29年度呉市女性連合会理事名簿(案)及び呉市女性連合会規約が添付された補助金等交付申請書が平成29年4月24日付けで市長に提出され, 同日付けでこれを受け付けている。

その後, 市長は, 当該書類を審査し適正と認め, 規則第5条の規定により, 同年5月10日に補助金500,000円の交付を決定し, 同日付けで連合会に対し, 補助金交付決定通知書を交付した。その際, 規則第17条第1項の規定により, 決定額の金額を前金払とすることとしている。

連合会は, 同月15日付けで補助金等前金払交付請求書を提出し, 会計管理者は同月25日にこれを支出した。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求の要件に係る判断について

住民監査請求は, 普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により, 当該地方公共団体に財産的損害を生じ, 又は生じるおそれのある場合において, 当該財務会計上の行為又は怠る事実についての監査及び執行の未然防止又は是正等を監査委員に請求する権能を住民に対して与え, もって住民全体の利益を確保し, 地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。

自治法第242条第1項の規定によれば, この財務会計上の行為とは, ①公金の支出, ②財産の取得, 管理又は処分, ③契約の締結又は履行, ④債務その他の義務の負担, また, 怠る事実とは, ⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実, ⑥財産の管理を怠る事実とされている。

請求人は, 価値的に中立でなければならない呉市行政が, 憲法改正を主張し, 自民党の利益に関わる活動を行ってきた櫻井よしこ氏を講師とする本件講演会を含む記念事業に補助金を支出したことは, 憲法第13条・19条・89条・99条並びに社教法第23条第1項第2号及び規約第2条に違反すると主張している。

この請求人の主張は, 記念事業への補助金の支出に関するものであるから, 上記の「①公金の支出」に当たり, 住民監査請求の対象である財務会計上の行為に該当する。

したがって, 以下では, 違法又は不当な「公金の支出」があったのかについて検討する。

(2) 違法又は不当な公金の支出の存否についての検討

ア 請求人は, 憲法は, 「個人の尊重」(第13条)を定めている。その「個人の尊重」を保障するものの一つとして「思想及び良心の自由」(第19条)がある。そのためには公権力及び公的機関は価値的に中立でなければならず, 特定の立場からの政治的主張を行うことに場を提供したり, 公金を支出することは固く禁じられていると解すべきであると主張している。

しかし, 本件講演会の趣旨は, 記念事業としてこれまでの70年の歴史を振り返

り、これからの時代、何ができるかを自ら考えるためのきっかけを与えるためのものであり、その予定された演題「今、私たちが出来ることはなにか」からも思想及び良心の自由を侵すものではなく、請求人の主張には根拠がないと判断せざるを得ない。

イ 請求人は、憲法第89条について、個人の尊重のため「宗教上の」と限定しているようであるが、「特定の思想、信条」のために公の財産を支出することも禁じられていると解すべきであると主張している。

しかし、憲法第89条の「宗教上の組織若しくは団体」とは特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものと解すべきである（最高裁判所平成11年10月21日第一小法廷判決主旨）。

連合会は、規約第2条に規定する目的からも特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体ではないことは明らかである。

したがって、請求人の主張には根拠がないと判断せざるを得ない。

ウ 請求人は、公務員には憲法を尊重し擁護する義務があるが、憲法改正を主張している著名な櫻井よしこ氏を講師とする本件講演会における講演内容は事前に予測できたにもかかわらず、公金を支出するのは憲法第99条に違反すると主張している。

しかし、連合会は、規約第2条に規定する目的からも憲法改正を推進することを目的とした団体ではない。また、アで述べたとおり本件講演会の趣旨や演題からも憲法改正を推進することを目的とした講演会でないことは明らかである。

したがって、請求人の主張には根拠がないと判断せざるを得ない。

エ 請求人は、記念事業の一環として開催された本件講演会について、講師が日本会議の中心メンバーである櫻井よしこ氏であり、自民党の利益に関わる活動を行ってきた人物であり、政治的中立性を確保するために置かれている社教法第23条第1項第2号によって公民館で禁止される「特定の政党の利害に関する事業」に当たると主張している。

しかし、本件講演会が開催された文化ホールは、呉市文化ホール条例（平成元年呉市条例第42号）において、芸術・文化の振興を図るための施設であり芸術・文化の鑑賞及び創造のための事業等を行うと定められており、社会教育施設ではあるが社教法で規定された公民館ではない。

また、「特定の政党の利害に関する事業」とは、文字どおり、「特定の政党」の利害に関する政治的活動を指すのであって、単なる政治的活動を指すのではない。また、同号の「利害に関する」の解釈についても、憲法に定められた集会の自由を実質的に保障するためには、公共の福祉に反しない限り、公民館という施設の利用が認められるべきであること、そして、集会なるものは通常何らかの政治的意思の表明を伴うことが多いことを考慮すれば、単に特定の政党に事実上の利害が関係するというだけでは足りず、たとえば、当該集会の目的が、特定の政党が掲げる政策内容にたまたま合致している部分があるとか、同目的を遂行するにあたり、結果的に同政党を支援することにもなったというだけでは足りないのであって、特定の政党自体はもとより、その一組織ないしは下部組織として、もしく

は、それらの団体と密接な関連のある者ないしは団体として、特定の政党の政策目的を実現するため（あるいは、反対政党の政策実現を阻止するため）、統治機構の獲得維持を志向し、その一環としてなされるものでなければならない（佐賀地方裁判所平成13年11月22日判決主旨）。

連合会は、規約第2条に規定する目的からも特定の政党自体はもとより、その一組織ないしは下部組織として、もしくは、それらの団体と密接な関連のある者ないしは団体として、特定の政党の政策目的を実現する団体ではなく、社教法第23条第1項第2号において禁止される事業に当たるとは認められない。

したがって、請求人の主張には根拠がないと判断せざるを得ない。

オ 本件講演会の趣旨は、アで述べたとおりであり、規約第2条に反するものではないため、公益上必要と認められる事業である。

したがって、記念事業への補助金の交付は違法・不当な支出とは認められない。

(3) 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。